確定申告で医療費控除の対象になる場合があります

【対象となるサービス】

在宅の方

①医療費控除の対象となる居宅サービス【医療系サービス】（介護予防サービスを含む）

○訪問看護
○訪問リハビリテーション
○居宅療養管理指導
○通所リハビリテーション
○短期入所療養介護
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）
○複合型サービス（医療系サービスを含む組合せで提供される場合に限る〔生活援助中心型の訪問介護の部分を除く〕）

②①と併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となるサービス（介護予防サービスを含む）

○訪問介護（生活援助中心型を除く）
○夜間対応型訪問介護
○訪問入浴介護
○通所介護
○短期入所生活介護
○地域密着型通所介護
○認知症対応型通所介護
○小規模多機能型居宅介護
○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る）
○複合型サービス（医療系サービスを含まない組合せで提供される場合に限る〔生活援助中心型の訪問介護の部分を除く〕）
○地域支援事業の訪問型、通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）

※いずれも居宅（介護予防）サービス計画に基づいて利用したもののみ

介護保険施設に入所している方

①指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設…「施設介護サービスに対する自己負担額（1～3割）と食費・居住費に係る自己負担額の合計額の2分の1」が控除の対象

②介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院…「施設介護サービスに対する自己負担額（1～3割）と、食費・居住費に係る自己負担額」が控除の対象

※介護福祉士などによる喀痰吸引などの対価も対象となります。

※介護保険サービス事業者は、利用者に対して医療費控除対象額を記載した領収書を交付してください。

問合せ　申告方法・手続きについて…青梅税務署☎0428－22－3185／介護保険制度について…高齢福祉介護課介護保険係㊥144

介護保険料は社会保険料控除の対象です

介護保険料は確定申告の際に、健康保険や年金の保険料と同様に社会保険料控除として申告することができます。

※介護保険料が公的年金から特別徴収されている場合は、その年金を受給している方のみ申告することができます。

問合せ　申告方法・手続きについて…青梅税務署☎0428－22－3185／介護保険制度について…高齢福祉介護課介護保険係㊥144

介護保険負担限度額認定証を申請する方へ

介護保険負担限度額認定証は、住民税（市民税・都民税）非課税世帯の方が対象です。認定証を申請する方は、必ず確定申告または住民税の申告をしてください。

問合せ　高齢福祉介護課介護保険係㊥144

おむつにかかる医療費控除について

寝たきり状態や治療上必要な方のおむつ代は、医療費控除の対象になる場合があります。医療費控除を受けるには、「医療費控除の明細書」と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

次の(1)(2)の両方にあてはまる方は「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主治医意見書の内容を確認した書類」を市から発行できます。

(1)おむつ代にかかる費用の医療費控除を受けることが2年目以降の方

(2)要介護認定の際の「主治医意見書」により、寝たきり状態で尿失禁の可能性のあることが確認できる方

■必要書類　介護保険被保険者証、来庁する方の身分を証明できるもの

問合せ　申告方法・手続きについて…青梅税務署☎0428－22－3185／「市が主治医意見書の内容を確認した書類」について…高齢福祉介護課介護認定係㊥145

要支援・要介護の方および、その方を介護している方へ

確定申告手続きに利用できる認定書を発行します

障害者控除対象者認定書

住民税（市民税・都民税）や所得税の確定申告の際、この認定書を添付することで、本人またはその扶養者が、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

対　象　市内に住民票があり、身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で、要介護認定された方など

認定基準

◆障害者控除

・要介護状態にあり、日常生活自立度がランクAの方
・認知症であり、日常生活自立度がⅡまたはⅢの方

◆特別障害者控除

・要介護状態にあり、日常生活自立度がランクB以上の方
・認知症であり、日常生活自立度がⅣ以上の方
・寝たきり状態である方

申請できる方

本人とその家族（扶養している方）

※介護度・日常生活自立度など、個人情報に関する問合せに電話で答えることはできません。

申請方法

市役所1階高齢福祉介護課に、対象となる方の介護保険証を持参してください。郵送でも受け付けます。詳しくは、市公式サイトを確認してください。

【日常生活自立度の区分（要介護認定時の状態）】

・ランクA…屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしで外出できない。
・ランクB以上…屋内での生活に何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体である。
・Ⅱ・Ⅲ…日常生活に必要な意思疎通に、困難さが多少みられる。
・Ⅳ以上…日常生活に必要な意思疎通に、困難さが頻繁にみられる。

問合せ　高齢福祉介護課高齢福祉係㊥177

避難行動要支援者個別避難計画の作成

▼個別避難計画とは

介護が必要な方や障害がある方など、災害時の避難に支援が必要な方（避難行動要支援者）一人ひとりに「支援者（避難支援等実施者）」「避難場所」「避難経路」などを記載したものです。

計画は、ハザードマップで危険とされる区域に居住する方から優先的に作成していきます。今年度は、清流地区・羽中四丁目を優先作成区域として、今月から同意確認書などを送付します。対象区域は年度ごとに設定しています。詳しくは問い合わせてください。

本人の同意が得られた場合は、支援者や関係者（町内会・自治会、民生児童委員など）と計画を共有し、日頃の見守りや災害発生時の避難支援に役立てます。

この計画の作成に伴い、市民の皆さんに「支援者」をお願いする場合があります。ご協力をお願いします。

対　象（優先して作成する方）

次のいずれかに該当する方（施設入所・長期入院の方を除く）

①介護保険制度の要介護3以上の方
②身体障害者手帳1・2級の方
③愛の手帳1・2度の方
④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
⑤難病指定を受けていて、避難するための支援が必要な方
⑥そのほか、避難について支援が必要と市長が認めた方

※優先作成区域外の方や75歳以上で構成する世帯の方も、自主的に計画を作成することができます。詳しくは市公式サイトを確認するか、問い合わせてください。

問合せ　防災安全課防災・危機管理係㊥211